

令和6年5月27日

監査報告書

定款第15条5項の規定に基づき、令和5年度の特定非営利活動法人ケアリングの会計及び業務の監査を行い、次のとおり報告します。

1 監査方法の概要

- (1) 会計監査については、提出された各種帳簿、証憑書類等を閲覧し、その記帳状況、ならびに現金預金について保管状況等の正確性を検討した。
- (2) 業務監査については、理事会に出席し、付議された案件が適正に執行されていることを関係書類の閲覧等により確認した。

2 監査意見

- (1) 会計については、提出された財務諸表について、各会計帳簿に記載された各種原始記録と照合検討したところ、いずれも正しく記帳されていたことを認めます。
- (2) 業務監査については、理事の業務について当初の業務計画による事業実施状況を検討し、適正に執行されていたことを認めます。

以上、令和5年度の特定非営利活動法人ケアリングの事業報告、財産目録、貸借対照表、資金収支計算書については、関連する法令及び通知に従った監査の結果、適正であると認めます。

監 事

荒川研

